

○地方独立行政法人市立吹田市民病院業務方法書（案）

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この業務方法書は、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号。以下「法」という。）第22条第1項及び吹田市地方独立行政法人施行細則（平成__年吹田市規則第__号）第2条の規定に基づき、地方独立行政法人市立吹田市民病院（以下「法人」という。）の業務の方法について基本的事項を定め、その業務の適正な運営に資することを目的とする。

（業務運営の基本方針）

第 2 条 法人は、法第25条第1項の規定により吹田市長（以下「市長」という。）から指示された中期目標に基づき、業務の効果的かつ効率的な運営に努めるものとする。

第 2 章 業務の方法

（病院の設置及び運営）

第 3 条 法人は、地域の中核病院として、市民に救急医療をはじめ、良質で安全な医療を安定的、継続的に提供するとともに、地域の医療機関との機能分担と連携を行うことにより、市民の生命と健康を守るため、地方独立行政法人市立吹田市民病院定款（以下「定款」という。）第16条に定める病院を設置し、これを運営するものとする。

（法人の行う業務）

第 4 条 法人は、定款第17条の規定に基づき、次に掲げる業務を行うものとする。

- （1） 医療を提供すること。
- （2） 医療に関する調査及び研究を行うこと。
- （3） 医療に従事する者に対する研修を行うこと。
- （4） 医療に関する地域への支援を行うこと。
- （5） 人間ドック、健康診断等の予防医療を提供すること。
- （6） 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

2 法人は、前項の業務のほか、同項の業務の遂行に支障のない範囲内で、その建物の一部、設備、器械及び器具を、法人に勤務しない医師等の診療又は研究のために利用させることができる。

3 法人は、法人の目的の範囲内において、法人以外の者から受託し、又は法人以外の者と連携して、調査及び研究並びに業務を行うことができる。

(緊急時における市長の要求)

第5条 法人は、定款第18条の規定に基づき、市長から定款第17条第1号又は第2号に掲げる業務のうち必要な業務の実施を求められたときは、その求めに応じ、当該業務を実施することとする。

第3章 業務の委託

(業務の委託)

第6条 法人は、定款に規定する業務の一部を外部の者に委託することにより効率的にその業務を遂行することができる認められる場合は、業務の一部を委託することができる。

(委託契約)

第7条 法人は、前条の規定により業務を委託するときは、受託者と業務に関する委託契約を締結するものとする。

(契約の方法)

第8条 法人は、売買、賃借、請負その他の契約を締結する場合には、一般競争入札に付するものとする。ただし、契約の性質又は目的が一般競争に適しない場合その他法人の規程で定める場合は、指名競争に付し、又は随意契約若しくはせり売りによることができるものとする。

第4章 雑則

(その他)

第9条 法人の業務に関し必要な事項は、この業務方法書に定めるもののほか、法人の業務に関し必要な事項は、法人の規程で定める。

附 則

この業務方法書は、市長の認可の日から施行し、平成26年4月1日から適用する。